

東京都高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は東京都高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局を新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎38階北側におく。

第2章 目的

第3条 本連盟は都内高等学校における体育・スポーツ活動の振興と高等学校生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校における体育・スポーツ大会の開催
- (2) 高等学校に係る体育・スポーツに関する調査・研究
- (3) 関係諸団体との連絡・調整・連携
- (4) 高等学校体育・スポーツに関する審議会の開催
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は都内高等学校及び中等教育学校後期課程の運動部をもって組織する。

第6条 本連盟に次の専門部をおく。なお、運営の円滑化をはかるため、必要に応じて男女別専門部を設けることができる。ただし、各専門部規程は別に定める。

1 陸上競技	(男)	2 陸上競技	(女)
3 体操	(男)	4 体操	(女)
5 バスケットボール	(男)	6 バスケットボール	(女)
7 バレーボール	(男)	8 バレーボール	(女)
9 ソフトテニス	(男)	10 ソフトテニス	(女)
11 ソフトボール	(男・女)	12 スキー	(男・女)
13 スケート	(男・女)	14 卓球	(男)
15 卓球	(女)	16 軟式野球	(男)
17 ラグビー	(男・女)	18 サッカー	(男・女)
19 ハンドボール	(男・女)	20 アメリカンフットボール	(男)
21 バドミントン	(男・女)	22 柔道	(男・女)
23 剣道	(男・女)	24 水泳	(男・女)
25 相撲	(男)	26 弓道	(男・女)
27 レスリング	(男・女)	28 ホッケー	(男・女)
29 テニス	(男・女)	30 ウエイトリフティング	(男・女)
31 登山	(男・女)	32 ボクシング	(男・女)
33 ボート	(男・女)	34 自転車競技	(男・女)
35 ライフル射撃	(男・女)	36 フェンシング	(男・女)
37 空手道	(男・女)	38 アーチェリー	(男・女)
39 なぎなた	(男・女)	40 少林寺拳法	(男・女)
41 チアリーディング	(男・女)	42 定時制・通信制部	
43 研究部			

第7条 本連盟は事業遂行のため、理事会の承認を得て各種委員会をおくことができる。
なお、委員会の名称、目的、委員の定数その他必要事項は理事会で定める。

第5章 役員・その他

第8条 本連盟に次の役員をおく。
会 長 理事会の推薦による。
副 会 長 理事会の推薦による。
理 事 長 会長の推薦による。
副理事長 会長の推薦による。
理 事 各専門部長・副部長（2名以内）及び理事会の推薦を受けた者をあてる。
常任理事 理事より各専門部1名を選出する。
監 事 理事会の推薦による。
評 議 員 加盟校の校長及び理事会の推薦を受けた者をあてる。

第9条 本連盟に名誉会長・顧問・参与をおくことができる。
名誉会長は、本連盟構成員が全国高等学校体育連盟会長に推薦された場合にあてる。
また、顧問・参与は理事会の推薦による。

第10条 本連盟は各専門部に下記の役員をおく。
部 長 各専門部の推薦によって会長が委嘱する。
副 部 長 各専門部の推薦によって会長が委嘱する。
監事（会計監査） 監事（会計監査）は専門部長が委嘱する。
常任委員 各専門部の必要に応じて常任委員をおくことができる。
常任委員は専門部長が委嘱する。
委 員 1 加盟校の教諭
2 その他必要に応じて委員をおくことができる。

第11条 役員は加盟校の理事長・校長・副校長・教頭・主幹教諭・主任教諭および教諭、一般職非常勤職員の職にある者があたる。
役員の任期は各2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。
（1）会長は本会を統括する。
（2）副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。
（3）理事長・副理事長は会務の執行にあたる。副理事長のうち1名は事務局長を兼務する。
（4）理事は会務を処理する。
（5）監事は会計を監査する。
（6）評議員は重要事項を審議する。
（7）専門部長は当該専門部を統括する。
（8）副部長は部長を補佐し当該専門部の統括を掌る。
（9）委員及び常任委員は当該専門部の部務を掌る。
なお、顧問は重要事項に関し必要に応じ会長の諮問に応ずる。
参与は必要に応じて顧問に協力する。

第6章 会議

第13条 理事会は、毎年4月に開催し、本部及び各専門部より提出した原案に基づき当該年度の行事及び予算・決算その他の事項を協議する。
常任理事会は、必要に応じ随時会長が招集する。常任理事会の議長は会長とする。

- 第 14 条 評議員会は毎年 4 月に開催し、重要事項を審議決定する。
評議員会は 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
ただし、委任状は認める。会議の議決は多数決による。同数の場合は議長が裁決する。

第 7 章 会計

- 第 15 条 本連盟の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
第 16 条 加盟運動部はそれぞれ本部費及び各専門部費を納入するものとする。
その額は理事会が定める。
第 17 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

- 第 18 条 本連盟の事務を処理するための事務局を設け、事務局長その他必要な職員をおく。
事務局に関する規程は別に定める。

第 9 章 指導規程

- 第 19 条 本連盟に所属する生徒及び指導者が事故または不祥事を起こした場合は、全国高体連の指導規程に準じて指導をおこなう。

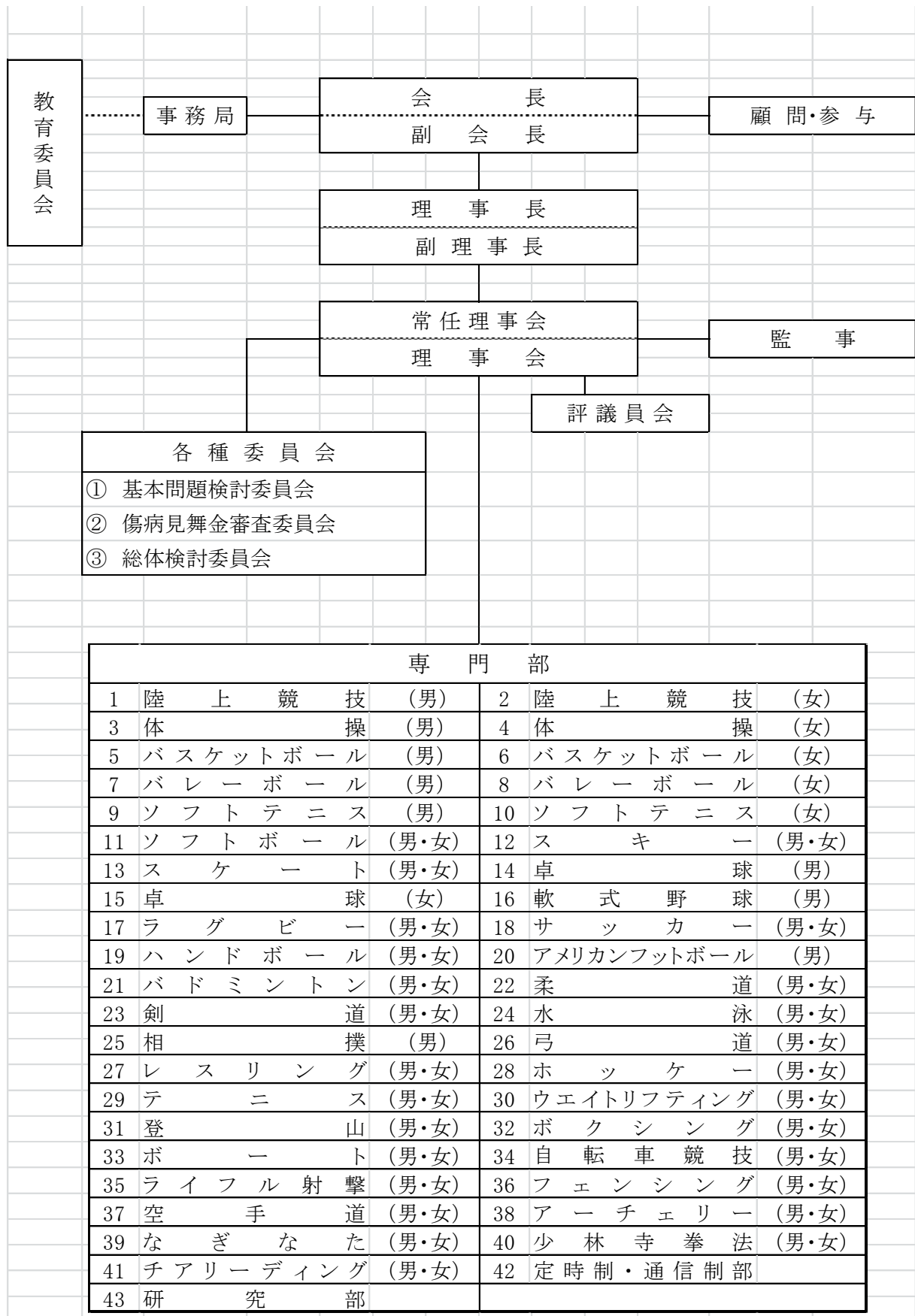
附 則

- 1) 本規約は理事会の議決によらなければ変更することができない。
- 2) 本規約は昭和 23 年 9 月 23 日より発効

昭和 58 年 4 月 23 日	第一次改定	平成 20 年 4 月 19 日	第十二次改定
昭和 59 年 4 月 20 日	第二次改定	平成 21 年 4 月 18 日	第十三次改定
昭和 61 年 4 月 18 日	第三次改定	平成 24 年 4 月 21 日	第十四次改定
昭和 63 年 4 月 21 日	第四次改定	平成 25 年 4 月 20 日	第十五次改定
平成 4 年 4 月 30 日	第五次改定	平成 26 年 4 月 19 日	第十六次改定
平成 5 年 4 月 27 日	第六次改定	平成 27 年 4 月 19 日	第十七次改定
平成 11 年 4 月 30 日	第七次改定	平成 31 年 4 月 13 日	第十八次改定
平成 12 年 4 月 28 日	第八次改定		
平成 15 年 4 月 25 日	第九次改定		
平成 18 年 4 月 22 日	第十次改定		
平成 19 年 4 月 21 日	第十一次改定		

※今年度加盟費は 7500 円とする。(定時制・通信制部会は別途定める)

東京都高等学校体育連盟組織図



設置委員会

東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第7条に基づき、以下の委員会を設置する。

東京都高等学校体育連盟基本問題検討委員会
東京都高等学校総合体育大会検討委員会
東京都高等学校体育連盟傷病見舞金審査委員会

なお、それぞれの委員会に関する規程は別途定める。

(附則)

本規程は平成26年4月19日より施行する。

東京都高等学校体育連盟基本問題検討委員会規程

(総則)

第1条 東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第7条に基づき、東京都高等学校体育連盟基本問題検討委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 委員会は本連盟の運営について、その基本方針及びその他重要事項について審議し、立案することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会本連盟常任理事より選出された委員をもって構成する。委員は団体種目系、個人種目系、武道種目系より各2名及び会長の推薦する者若干名とする。

(委員長及び委員)

第4条 委員会の委員の決定にあたっては、理事会に諮り承認を受ける。

第5条 委員会は委員長1名、副委員長若干名を互選する。委員長は委員会を統括し、委員会の会務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、その再任は妨げない。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、議長となる。委員会は随時開催するものとする。

第8条 委員会の決定事項は理事会に報告し承認を得るものとする。

(本規程の変更)

第9条 本規程の変更は理事会の承認を得なければならない。

(附則)

本規程は平成18年4月22日より施行する。

東京都高等学校総合体育大会検討委員会規程

(総則)

第1条 東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第7条に基づき、東京都高等学校総合体育大会検討委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 委員会は東京都高等学校総合体育大会の企画ならびに運営に関する事項を審議し、立案することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は本連盟常任理事より選出された委員をもって構成する。委員は団体種目系、個人種目系、武道種目系より各2名及び会長の推薦する若干名とする。

(委員長及び委員)

第4条 委員会の委員の決定にあたっては、理事会に諮り承認を受ける。

第5条 委員会は委員長1名、副委員長若干名を互選する。委員長は委員会を統括し、委員会の会務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、その再任は妨げない。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、議長となる。委員会は随時開催するものとする。

第8条 委員会の決定事項は理事会に報告し承認を得るものとする。

(本規程の変更)

第9条 本規程の変更は理事会の承認を得なければならない。

(附則)

本規程は平成18年4月22日より施行する。

東京都高等学校体育連盟傷病見舞金審査委員会規程

(総則)

第1条 東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第7条に基づき、東京都高等学校傷病見舞金審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 この規定は「本連盟」の認める大会及び講習会・練習会等において傷病を起こした参加生徒、競技役員、引率教員等に支給する傷病見舞金（以下「見舞金」を審査することを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 委員会の構成及び任期

- (1) 委員会の構成は次のとおりとする。
- (2) 審査委員長 1名
- (3) 審査委員 若干名（必要に応じて医師を含む）
- (4) 審査委員長、審査委員は本連盟会長が委嘱し任期は2年とする。
ただし、その再任は妨げない。
- (5) 審査委員長は委員会を代表し、審査会を招集し、議長となり会務を統括する。
- (6) 当面は基本問題検討委員会が兼務する。

(事務)

第4条 この見舞金を取り扱う事務局は本連盟事務局内におく。

(本規程の変更)

第5条 本規程の変更は理事会の承認を得なければならない。

(附則)

本規程は平成18年4月22日より施行する。

東京都高等学校体育連盟傷病見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）の主催する大会等の趣旨に基づき参加生徒、競技役員、引率教員等に係る傷病見舞金に関することを定める。

この見舞金は次の競技会及び講習会の活動中におきた傷病に対し見舞金をおくる。
前掲の競技活動中とは、競技会場及び指定された練習会場、講習会場における活動をいう。

本連盟の主催する大会は次のとおりとする。

- (1) 東京都高体連春季、夏季大会
 - (2) 東京都高等学校総合体育大会
 - (3) 東京都高体連新人大会
 - (4) 東京都高体連秋季大会
 - (5) 上記1, 2, 3, 4の地区大会または支部予選会
 - (6) 全国高等学校総合体育大会
 - (7) 関東高等学校体育大会
 - (8) 全国高等学校選抜大会
 - (9) 上記6, 7, 8の予選会
 - (10) 都高体連行事予定に組まれた登山練習会
 - (11) 講習会、練習会
 - (12) その他承認された大会
- その他承認された大会は別途定める。

(基金)

第2条 この見舞金の経費は、本連盟に登録する各学校よりの負担金（1チーム300円）をもってあてる。（負担金は平成22年度より当分の間、徴収しない）

(給付対象)

第3条 給付対象は参加生徒とする。（補助役員も含む）
また、競技役員、引率教員についてもこれに準ずるものとする。

(見舞金の基準)

第4条 見舞金の額は、傷病見舞金審査委員会規程第3条の規定による傷病見舞金審査委員会（以下「審査会」という）において査定し支出する。

その基準は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|------------------|---------|
| 1 傷病見舞金 | 治療に3ヵ月以上を必要とするもの | 30万円以内 |
| 2 障害見舞金 | | 100万円以内 |
| 3 死亡見舞金 | | 100万円 |

(請求手続き)

第5条 見舞金を請求するときは、専門部長が別紙様式により傷病等報告書に医師の診断書を添え、本連盟会長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 傷病等報告書の内容の適否を審査し、見舞金を査定し支出する。

(会計)

第7条 この見舞金の会計は、特別会計とする。

第8条 この見舞金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 この見舞金の会計は、本連盟の監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

(規程の変更)

第10条 この見舞金規程の変更は、本連盟理事会の承認を必要とする。

(附則)

本規程は昭和63年4月1日より施行する。

平成9年4月1日一部改定

平成19年4月21日一部改定

平成21年4月18日一部改定

平成25年4月20日一部改定

新規加盟の基準

東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）は、規約第3条に「都内高等学校における体育・スポーツ活動の振興と高等学校生徒の健全な育成を図ることを目的とする」とある。したがって、加盟しようとするもの、又は加盟させようとするものは、本連盟規約の趣旨に則った高等学校教育の一環として教育的配慮がなされているものでなければならない。

1 加盟の条件

- (1) 上部競技団体に加盟していること。(協会、全国高体連等)
- (2) 学校体育として適当であること。(安全性、継続性、普及性)
- (3) 学校でのクラブ活動が活発であり、継続性があり、スムーズな運営が行われること。
- (4) 活動学校数が10校以上を原則とする。

2 加盟にあたっての確認事項

- (1) 指導者 学校の教職員を原則とする。
- (2) 組織 部長・副部長（2名 内1名が常任理事）を選出することを原則とする。
- (3) 大会運営（大会規模、経費、参加人数） 全国大会を含む大会の規模が明確であること。
- (4) 大会経過 過去数年間の大会経過、参加状況が明確であること。

3 提出書類

- (1) 加盟申請書 別紙
- (2) 活動の経緯 過去数年間の大会参加を含む活動の経過が記載されたもの。
- (3) 規約 専門部の規約、活動規程を明記したもの。
- (4) 役員一覧 部長・副部長（2名）・常任理事（1名）。
- (5) 活動状況 過去の年間の活動状況を明記したもの。
- (6) 大会要項 決算書を含む大会運営に関する要項及び経費の収支決算が記載されたもの。
- (7) 年間行事計画表 年間活動計画表

4 加盟の承認

加盟の承認は常任理事会で行い、理事会・評議員会に報告する。

(附則)

本規程は平成25年4月20日より施行する。

東京都高等学校体育連盟生徒表彰規程

主旨

本連盟に加盟し、その年度に活躍した優秀な学校及び生徒の名誉をたたえ表彰を行う。

推薦基準

1 優秀校

- (1) 専門部より1校。ただし、男女加盟の専門部は各1校とする。
- (2) 全国総体3位以内の入賞は優秀校として表彰することができる。

2 優秀選手

- (1) 専門部より2名以内。ただし、男女加盟の専門部は各2名以内とする。
- (2) 全国総体3位以内の入賞者は優秀選手として表彰することができる。
- (3) 全日本代表として国際大会に参加した選手は別枠で表彰することができる。
- (4) 表彰する種目は原則として全国総体の種目にある専門部とする。

3 その他

- (1) 学年は問わない。
- (2) 表彰の対象は全国高等学校総合体育大会にある種目を原則とする。
それ以外の種目は基本問題検討委員会等で検討する。

推薦方法

- 1 専門部より推薦する。

選考方法

- 1 常任理事会において審議決定し、4月の理事会に報告する。

表彰方法

- 1 毎年2月中旬に行う。
- 2 優秀校には学校表彰状と盾、全国大会エントリー数の表彰状とする。
- 3 優秀選手には表彰状とメダルを授与する。

(附則)

本規程は昭和52年1月25日より施行する。

昭和58年2月26日一部改定

平成21年4月18日一部改定

平成25年4月20日一部改定

東京都高等学校体育連盟表彰規程

第1条 東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）では東京都高等学校の体育・スポーツの普及振興に功績があった者等に対し表彰を行う。

第2条 前条に定める表彰の候補者は、本連盟の普及振興に特に功績のあった者を推薦するものとする。

第3条 表彰者の選考は基本問題検討委員会が行い、常任理事会の承認を得るものとする。

第4条 表彰は理事会において行う。

第5条 表彰候補者推薦のための内規は別に定める。

第6条 経費は本連盟一般会計より支出する。

(附則)

本規程は平成4年4月30日より施行する。

東京都高等学校体育連盟表彰規程内規

本内規は、表彰規程第5条により定めるもので、推薦にあたる者は次の方法で選考し推薦するものとする。ただし、重複表彰はしない。

- 1 次に該当する者が退任するとき。
 - (1) 高体連会長、副会長、理事長、副理事長
 - (2) 専門部長
 - (3) その他、特に功績のあった者
 - ※ 在任期間は2期（4年）をめやすとする。
 - ※ 年度をさかのぼっての表彰はしない。（表彰は役職を退いたとき）
 - ※ ふさわしくない行為のあった者は表彰しない。
 - ※ 表彰は1回とする。
- 2 推薦者は高体連会長、専門部長とする。
- 3 推薦手続きは以下のとおりとする。
 - (1) 推薦書は毎年、4月2日までに東京都高体連事務局宛に提出する。
(総会での承認が必要で期日までに提出できない場合は事前に届け出ること)
 - (2) 推薦様式は次のとおりとする。

東京都高等学校体育連盟表彰候補者推薦書

- 1 表彰候補者
ふりがな
氏 名 _____

生年月日 _____

現住所 _____

勤務先 _____
- 2 推薦理由
役職名 _____

役職期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

理由 _____
- 3 推薦者
氏 名 _____

職 名 _____

勤務先 _____
- 4 記載責任者 _____

事務局規程

(総則)

第1条 東京都高等学校体育連盟規約第18条により、事務局に関する規程を定める。

(目的)

第2条 事務局は、本連盟の円滑な運営を図るため次の事務を処理する。

- (1) 本連盟の主催ないし共催する各種大会及び関連事業に関わる事務とその広報活動。
- (2) 加盟専門部及び関係諸団体・機関との連絡調整。
- (3) 本連盟の運営に関わる会議の開催と諸事業執行上の会計に関わる事務。
- (4) 文章の収発・管理及び物品の購入・保管・貸し出し等に関わる事務。
- (5) その他本連盟の事業執行に関わる事務。

(職員の構成)

第3条 事務局に次の職員をおくことができる。

- (1) 事務局長（副理事長が兼務する）
- (2) 事務取扱 1名
- (3) 事務局員 若干名
- (4) 臨時職員 若干名

(職員の任務)

第4条 職員の任務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は会長の命を受けて局務を掌る。
- (2) 事務取扱は事務局長局務を代行する。
- (3) 事務局員は事務局長を補佐し局務にあたる。
- (4) 臨時職員は事務局長の命を受けて所管の事務を処理する。

(その他)

第5条 臨時職員の雇用及び給与については別途定める。

(附則)

本規程は平成18年4月22日より施行する。

平成20年4月19日改定

平成22年4月17日改定

平成25年4月20日一部改定

臨時職員の雇用および給与に関する規程

第1条 東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）事務局規程第5条に定める臨時職員を雇用するときは、「東京都高等学校体育連盟事務局短期臨時職員取扱要綱」に基づき処理する。

第2条 勤務地は本連盟所在地とする。

第3条 職務内容は本連盟の運営及び事務とする。

(附則)

本規程は平成18年4月22日より施行する。

平成20年4月19日改定

旅費規程

第1条 この規程は、東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）規約第4条の事業を遂行するために、出張する本連盟の役員等に対し支給する旅費に関する事項を定める。

第2条 旅費の種類は、交通費、車賃、宿泊費、日当、食卓料とし、別表に定める基準により支給する。

第3条 交通費は通常の経路によって計算する。

第4条 遠距離の旅行には特別急行料金を支給する。航空機により移動せざるを得ない遠隔地での業務執行に際しては航空運賃を支給する。

第5条 この規程に定めのない事項にあつては、会長・理事長によって決定し、常任理事会に報告する。

第6条 この規程の変更は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規程は平成18年4月22日より施行する。

平成21年4月18日一部改定

別表

	役員等
交通費	鉄道・バス・その他による実費
車賃	実費
宿泊費	実費
日当	勤務時間外一律 2,000円 (宿泊を伴うものについては勤務時間外に対して3,000円)
食卓料	3,000円

弔意に関する規程

第1条 この規程は、東京都高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）の役員、事務局職員、及び本連盟の主催・共催する競技会・講習会における引率・監督・競技役員に係る弔意に関することを定める。

第2条 この規程における対象者はつぎの者とする。

- (1) 顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、監事、常任理事、理事、事務局長、事務局次長、事務局職員
- (2) 本連盟主催・共催の競技会、講習会開催中参加した引率・監督及び競技役員

第3条 弔事に対する儀礼及び香料の支出については次のとおりとする。

- (1) 役員・事務局職員及び本連盟主催・共催する競技会・講習会における引率・監督・競技役員本人死亡の場合
弔慰金1万円と花環代
- (2) 役員・事務局職員の妻子、実父母死亡の場合
弔電

第4条 本連盟の普及振興に功績があった者が死亡した場合、その他必要と思われる場合については、その都度、会長、理事長が協議して弔慰を表すことができる。この場合、事後理事会に報告する。

第5条 経費は本連盟の一般会計とする。

第6条 この規程の変更は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

本規程は平成18年4月22日より施行する。